

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	共済規程の変更又は廃止の認可（共水連）			根拠条項	第105条第1項（第15条の2第2項準用）				
審査基準	漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程例（昭和59年59水漁第67号）に則っていること等を総合的に勘案することとする。								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	1月 日	目次 No.